

## 平成30年第2回定例会議事日程（第1号）

平成30年6月6日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度 農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更）
- 日程第8 議案第29号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第30号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第32号 工事請負契約の締結について（平成30年度 公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事）
- 日程第12 議案第33号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について
- 日程第13 議案第34号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同約の変更について
- 日程第14 議案第35号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第16 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 日程第17 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第18 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第19 報告第8号 放棄した私債権の報告について
- 日程第20 報告第9号 経営状況の報告について（土地開発公社）

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	6月6日	水	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決
第2日	7日	木	考案日		
第3日	8日	金	考案日		
第4日	9日	土	休会		
第5日	10日	日	休会		
第6日	11日	月	考案日		
第7日	12日	火	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第8日	13日	水	考案日		
第9日	14日	木	委員会	午前10時	福祉産業建設委員会
第10日	15日	金	委員会	午前10時	総務文教委員会
第11日	16日	土	休会		
第12日	17日	日	休会		
第13日	18日	月	考案日		
第14日	19日	火	本会議	午前10時	一般質問
第15日	20日	水	考案日		
第16日	21日	木	本会議	午前10時	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会

平成30年第2回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成30年6月6日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月6日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 10番 若山 征洋  
 5番 横川 清一  
 不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから平成30年第2回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日から6月21日までの16日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日の16日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）

### 日程第4. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

### 日程第5. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

### 日程第6. 報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度 農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更）

### 日程第7. 報告第3号 専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更）

### 日程第8. 議案第29号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

### 日程第9. 議案第30号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10. 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11. 議案第32号 工事請負契約の締結について（平成30年度 公共下水道事業  
広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事）

日程第12. 議案第33号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について

日程第13. 議案第34号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及  
び福岡県自治会館管理組合理約の変更について

日程第14. 議案第35号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に  
ついて

日程第15. 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

日程第16. 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

日程第17. 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）

日程第18. 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）

日程第19. 報告第8号 放棄した私債権の報告について

日程第20. 報告第9号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（若山 征洋君） これから議事に入ります。

なお、日程第3、議案第26号から日程第20、報告第9号のうち、日程第3、議案第26号及び日程第11、議案第32号を除く16案件については、本日は提案理由の説明だけにとどめます。

日程第3、議案第26号から日程第20、報告第9号までの18案件を一括議題にいたします。事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第26号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、報告第2号専決処分の報告について（平成29年度 農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更）、報告第3号専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更）、議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について、議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第32号工事請負契約の締結について（平成30年度 公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事）、議案第33号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について、議案第34号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合理約の変更

について、議案第35号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、報告第4号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、報告第5号事故繰越し繰越計算書について（一般会計）、報告第6号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）、報告第7号繰越計算書について（水道事業会計）、報告第8号放棄した私債権の報告について、報告第9号経営状況の報告について（土地開発公社）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第2回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの定例会には、専決処分の承認案件3件、専決処分の報告案件2件、予算案件2件、人事案件1件、契約案件1件、協議案件3件、報告案件6件の計18案件を御提案いたしております。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第26号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

平成30年度吉富町一般会計予算について、平成30年3月29日の臨時町議会において否決されたことを受け、住民生活に支障が生じないよう年度開始前に成立させるため、緊急を要することから、平成30年3月30日付で当該予算を専決処分したので法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第27号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布、4月1日付で一部が施行され、これに準じて吉富町税条例等の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成30年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第28号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布、4月1日付で一部が施行され、これに準じて吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成30年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。

平成29年度農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更について、平成30年4月12日付で町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところに

より議会に報告するものであります。

報告第3号は、専決処分の報告についてであります。

平成29年度公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更について、平成30年5月28日付で町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告するものであります。

議案第29号は、平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ1,377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億5,357万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、9款1項地方交付税で1,349万2,000円の増額、歳出の主なものでは、本年4月1日付の職員人事異動に伴う人件費の組み替え、3款民生費2項児童福祉費でこどもの森園舎等改修工事設計委託料144万6,000円の増額、7款1項商工費でプレミアム商品券発行事業等助成金140万円の増額、10款教育費2項小学校費で玄関前周辺舗装工事費170万円の増額などであります。

議案第30号は、平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ168万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,149万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、6款繰入金2項他会計繰入金で118万5,000円の増額、歳出では、1款総務費1項総務管理費で、電算システム改修委託料168万5,000円であります。

議案第31号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

平成30年6月20日をもって、3年間の任期が満了いたします友田博文氏を再度選任したいので、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

議案第32号は、工事請負契約の締結についてであります。

平成30年度公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事について、平成30年5月28日に入札会を行い、議案書にありますとおり株式会社瀬口組が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてであります。

平成30年10月1日に筑紫郡那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更する必要があるため、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治

会館管理組合規約の変更についてであります。

前議案と同様に那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合規約の一部を変更する必要性が生じたため、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてであります。前議案と同様に那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

報告第4号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成29年度吉富町一般会計予算の繰越明許費であります。地域おこし協力隊導入事業以下4事業について翌年度に繰り越したので、法の定めるところにより報告するものであります。

報告第5号は、事故繰越し繰越計算書についてであります。

平成29年度吉富町一般会計予算のうち、界木地区ほ場整備事業及び駅前拠点施設整備事業について事故繰越しにより翌年度に繰り越したので、法の定めるところにより報告するものであります。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費であります。吉富町公共下水道事業について翌年度に繰り越したので、法の定めるところにより報告するものであります。

報告第7号は、繰越計算書についてであります。

平成29年度吉富町水道事業会計繰越計算書にあります下水道工事に伴う排水管布設替事業について翌年度に繰り越したので、法の定めるところにより報告するものであります。

報告第8号は、放棄した私債権の報告についてであります。

吉富町債権管理条例に基づき、回収不能な町の私債権を放棄したので、この条例の定めるところにより報告するものであります。

報告第9号は、経営状況の報告についてであります。

平成29年度吉富町土地開発公社の経営状況について法の定めるところにより報告するものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御承認、御議決、御同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。



議事を続けます。

日程第3、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

議案第26号専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法（昭和22年法律）第67号第179条第1項の規定により、平成30年度吉富町一般会計予算を平成30年3月30日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回、お配りしました一般会計予算書は3月29日の臨時議会で提案しました、平成30年度一般会計予算と平成30年度一般会計補正予算（第1号）を一つにまとめたものであります。

予算書の1ページの第1条にありますように、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ31億3,980万円でございます。

今回、内容の一つ一つにつきましての説明は控えさせていただきたいと存じますが、町としましてはこの予算が最善であると確信し、4月からの町民生活に影響を及ぼさないようにとの判断により急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決第2号として専決処分をいたしましたので、報告の上、御承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をして「議長」と発声の後、私からの発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、本案に対して御質疑はありますか。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の30日付の専決予算についてであります。

1回目の当初予算書、22日に否決、その後1週間後に臨時会召集で29日にまた同じ内容の当初予算書を出してきて、それも否決、そして、翌日30日に内容を若干変えたというか、先ほど企画課長から説明があったように同日付の議案を合わせた形で、訂正した予算書が次の日に専

決処分されました。

そこで、ちょっと一つ確認させていただきたいんですが、22日に否決された時点で29日の否決というのも可能性は十分あったわけです。29日まで待つ必要はあったんですか。というのが、今、言われたように、29日付で否決された場合は、日にちがないから専決をするという説明でした。

予算書をもう一度作り直す理由があるのであれば、29日で30日ですから、もう作りかえていますねえ、1日で。22日から29日の場合は、予算書が中身が変わらずに1週間待っています。

ということは、もう最初から専決する前提であったということでしょうか、29日付のときに、後に、専決する前に、議会が2度否決したことに對して何らかの手直し、例えば修正をするとか、協議するとか、暫定予算を組むとか、そういうつもりはなかったのか、一つお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さん、おっしゃいますように、3月22日の否決の後、29日の臨時議会まではちょうど1週間ございました。その22日の午後から、我々はどうのように対応すべきかいろいろと検討を重ねてまいりました。そのうちに、曜日の関係もございまして、土曜、日曜となりまして最終的に方針案が固まったのは、26日の月曜日でございました。その後、臨時議会の招集告示という手続になりますので、今回、1週間の期間を要したということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の一般会計予算全体を専決処分したということは、住民の代表機関である議会が実質的に2度否決したことを町民意思として尊重する考えはないということの表明とみなしてよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほども説明いたしましたが、町といたしましては、この今回の専決された、専決しました一般会計の当初予算、これが最善のものであると確信しておりますので、町民の意思がここに反映されているものと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それでは、お聞きしますが、地方自治が首長と議会を直接住民が選出し、別々の機能を持たせている。これがなぜだと考えられますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町と議会との関係で、議会につきましては、町の施策についてのチェックの体制ということで存じてございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） 地方自治が首長と議会を直接住民が選出し、別々の機能をもたせている。これは、選挙で選ばれた代表であっても間違いを起し得るし、間違いは避けられないということも人間ですからあると思います。そのことを議論の中で大きな間違いにしないようにする、その機能としての意味があると思います。

今、先ほど執行部のほうでチェック機関と言われましたが、このチェック機関である議会が2度否決したわけです。これを無視するということは、首長の独裁的な独断専行になる。そういう危惧をしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

決して無視をしているというわけではございません。（「無視しとるやろ」と呼ぶ者あり）先ほど言いましたように、我々は、22日に一般会計の当初予算が否決されたのを受けまして、いろいろ方策を考えたわけでございます。

先ほどもありましたが、再議に付すべきかとか、暫定予算を組むべきか、原案どおりで進めるべきか、いろいろと検討を重ねました。その結果として臨時議会が1週間後になってしまったということでございます。そこで、否決をされまして、あと、4月からの新年度での予算執行に支障を来さないように、町民の生活に支障を来さないようにということで、日にちがございませんでしたので、やむなく時間的余裕がないということで専決処分をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、委員会付託を省略す

ることに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。

専決予算の承認に関して反対討論をいたします。

我々吉富町議会は、誰の意見も忠告さえ聞かず、傍若無人に突き進む、その横暴の集大成である予算書そのものを2度にわたり否決するも、議会の議決を無視し、住民をないがしろにした専決という独裁的行為に対して承認などできるはずもなく反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 平成30年度一般会計予算は、最善の予算書であったと捉えています。

漁業費、一部漁業費について減額に不満はあるとしても、そのほかの上程された99.99%については、何ら不満もなく行政マンの方々の苦慮の末の最善のものであったと捉えておりますので、ここは賛成いたします。（「金額は言わんの」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の議会が2度否決した一般会計当初予算を専決処分するというやり方は、地方自治法が前提とする車の両輪とも言われる議会のチェック機能の役割を完全に無視したもので、権力の暴走につながるものと危惧せざるを得ません。既に暴走の一步であると言わざるを得ず、抗議の意思を強く表明した上で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。（「何で賛成討論せんのかい」と呼ぶ者あり）反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう賛成者、ぜひ賛成討論してくださいよ、いいですか。

今回の専決処分は、議会委任によるものと物理的、時間的に議会を開催する時間がないという2案件に限るものです。今、言われたように、時間的に議会を開催できないといいますが、今、同僚議員が言ったように1週間あったわけです。これは、いかにも2回目の否決も考えた上での巧妙なやり方です。

議会による審議結果を全く無視する、一顧だにせず独善、独裁の議会無視、住民無視の暴挙であると考えます。したがって、これに対して専決処分の承認はできるはずがございません。

以上です。賛成討論やんなさいよ。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 同僚議員と同じなんですけども、平成30年の3月の定例議会でも否決、続く3月29日の臨時議会で2度目の否決がなされた一般会計予算書の承認については、その内容等に何一つ改善された点はなく、民主主義の根幹でもある本議会を軽視したものであり、さらには住民代表でもある議決機関を無視するこの行動は到底容認することができません。このことにより不承認の討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論を行います。

私は、議会の中でこの一般会計予算、いろいろと議論してまいりました。賛成、反対いろいろありましたけども、私は、一般会計予算を人質にとって議論を進めることに一議員としてどうしてもできないので、私は専決処分に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

○議員（1番 中家 章智君） 今回、私は3月の定例議会におきまして一般会計予算を賛成させていただきました。ただ、その後、3月30日付で専決されたということ、これは議会が必要ないということにも言えるかと思えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）このことに対しては、やり方が私は間違っていると思います。本来なら算定予算を組んだりして、議会とももっと対話をもって向き合うべきだと思っています。

そういう意味で、今回は反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立3名であります。よって、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度吉富町一般会計予算）、否決されました。

日程第11、議案第32号工事請負契約の締結について（平成30年度 公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の37ページをお願いいたします。

議案32号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

今回の提案理由でございますが、公共下水道工事を施行するため、平成30年5月28日に指名競争入札を実施した結果、株式会社瀬口組が落札いたしましたので、その者と工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容といたしまして、1、工事名、平成30年度公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事です。2、工事場所、吉富町大字広津幸子地区内です。3、契約の方法、指名競争入札によるもので、去る5月28日に入札に付しました。4、契約金額、5,940万円、内、取引に係る消費税及び地方消費税額440万円です。5、契約の相手方は、福岡県北九州市小倉南区葛原5丁目2番5号、株式会社瀬口組、代表取締役瀬口憲一です。

工期につきましては、議会の議決のあった旨を相手方に通知した翌日から、平成31年2月15日までを予定いたしております。

続きまして、別添の資料ナンバー2番の1ページをお願いいたします。

入札の結果調書でございます。今回、8者を指名し3者が辞退、5者での入札となっております。この入札は、予定価格を事後公表として入札を行い、1回目の入札において落札となっております。

続いて、2ページ目の図面をお願いいたします。

工事の箇所についてでございます。図面の上のほうより、ファミリーマートの横から町道黒川有吉線を南側のほうへ上っていく路線とスーパー川食の北側から町道幸子楡生線を西側に向かい、村尾団地内の路線に管径15センチの塩化ビニール管を開削工法にて、平均の深さ1.5メートルほどにて布設をいたす工事でございます。布設延長につきましては、554.7メートルを予定いたしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また今回も下水工事の分が入るわけですが、今ちょうど工事ずっとやって、今回ちょっと何日か延びてやったやつみたいに、これ川食から少し上る区間があるよね、この工事で言うと、あっこも交通量大変多いんですけど、そういう交通規制とかそういう予

定はどうなっているんでしょうか、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 今、議員御指摘の箇所についてでございますが、正式な決定につきましては今回の業者、それと、この後、追いかけて水道の入札も同時布設の水道に入札も控えております。その2者の業者が決定をいたし、その2者の工程及び警察の協議、こちらが通学路にもなっておりますので、学校関係等との協議を済ませた後に最終決定をする予定でございますが、現在、町の要望といたしましては、川食前の交差点から川食の区間につきましては、川食の出入り等々がございます、ですので、その期間については夜間、交通量の少ないときに工事をやりたいという方向で町は案を出そうと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 一つお尋ねします。

この下水道工事を行う場合、まず最初に水道管の布設がえがあると思うんですが、そのときに消火栓の新設等は地区要望があったのかどうか、または、上下水道課のほうで新設すべきところがあるのかどうか検討なさいましたか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答え、消防関係は総務課になりますので、私のほうからお答えいたします。

これにつきまして、地元からの消火栓の設置の要望は出ておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 吉富町は佐井川と山国川に挟まれていまして、過去に土屋の旧是石ストアーから土屋のお宮に向かっての下水工事をされました。

そして今回、駐在所からずっと上毛町に向かう友枝線というんですか、あそこは推進工場だったんですけど、そいった中でかなり大きな岩というか、それが出てきて、かなり追加工事というか、工事工期がおくれたというのも過去にあります。

今回は、もちろんコンサルにお願いしての入札の価格だと思うんですけども、そういった過去の事例を考えながら、今回の、この今吉地区に関しては、かなりまた岩というかそういったものが出てくると思うんですけど、この入札価格が妥当だったかちょっと計算してみたら76%になるんです。かなり低い金額で入札というか決まっていますんで、そういった面も考えながら、岩といったものを今回また出て、開削工法だから、別に推進工法と違って苦しむことはないと思うんですけども、そういった追加予算というのも考えられるんじゃないかと思うんですけど、その

点はのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

まず、資料ナンバー2番のほうです。ごらんいただきたいんですが、今回の工事につきましては、太田議員おっしゃるとおり入札の落札率にいたしますと、最低価格の瀬口組さんで76.5%という落札率でございます。金額的に申しますと入札書の比較価格でございます7,186万円から対しまして5,500万円ということで、約1,600万円ほど執行残を残しての札入れをいただいておりますので、予算的には若干の余裕もあることであります。

それと、土質につきましては、ボーリング調査等であらかたの土質は把握はしておりますが、先般のように地下の中で大きな玉石とか出るといことも想定はいたしております。ただ、今回につきましては、開削工法で行っていきますので、機械が地中でとまるというようなことは想定をいたしておりませんので、作業員の安全等も確保して、軽量の防護柵といいますか、矢板を入れて土砂が崩れないような形での工法を検討しておりますので、そこら辺については大きな変更、大きな問題は想定は今のところはしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど同僚議員が、消火栓の件をちょっと質問されていまして。

地元から要望がないのかと、ないと、それでないならいいんでしょうか、調整会議というんですか、この工事に関する直接の担当だけじゃなくて、その関係し得る課の調整会議というものがあると思いますが、日ごろから防災、火災についての担当、総務課でありますので、こういう機会をもって改善のチャンスとか機会があるかと思いますが、それについて協議していないんでしょうか。する必要がないんでしょうか、合わせて、先ほどの質問に対する答弁が「ありません」と簡単な、何か切って捨てたような回答でありましたので、前向きなちょっと答弁を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今、この工事をする箇所、資料ナンバー2の2ページ、地図でございます。既に、この地図の中に消火栓が設置をされております。まず場所ですけれども、川食、スーパー川食の3差路の交差点に1カ所、それから村尾団地に入って、これで見ると中川さんと小柳さんですか、の間の道に1カ所、それから、ずっと上に上がりまして、旧とみやまがあったところのちょっと手前に1カ所、3カ所、この辺あたりで設置をしております。

なおかつ、黒川がございましてありますので、水利は十分確保されているというふうに認識を



いたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そういと、ちょっと言わなならんですが、要するに火災になったときに、消火栓では初期消火でしか使えないと、いつか課長もそういう答弁をされたと思えます。ですから、どうしても防火水槽が必要だということがわかりました。

この際、そういう検討も入れていく必要があるかと思いますが、地元自治会にもお話をし理解を得て、こういう密集地でありますのでなかなか難しい、そういうことも検討の中に調整会議の中で入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

防火水槽は設置を今できるだけ設置したいということで進めております。それは、新しく町道が新設されたところとかかなり広い面積を必要といたしますので、既存のこういった村中の中に設置するというのはなかなか難しいというところがございます。

ただ、今、申しあげましたように、できるだけ防火水槽、地下の防火水槽を設置していきたいというふうに思っておりますので、新設道路をする際は、常に上下水道課、産業建設課と協議をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3者が辞退していますけれども、この理由をお願いします。それが一つと、あと、入札金額の差が27.8%あるんですけど、何かこれ大きいんじゃないかなと思うんです。どうしてこんなことになるのかなと思うんですけども、先ほど、落札金額が76.5%で、余裕があるというふうに言われましたけれども、それを喜んでいいのかなというのを一方で思っています。

本当に適切な額が、工事が完全に行われるためにも適切な額というのが必要じゃないかと思うんです。この入札金額の差が27.8%、この点についてどのように考えられるかということと、あともう一つ、最低制限価格が今回も設定されておりませんが、これなぜなのかということも3点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、辞退者についてでございます。入札の辞退につきましては、その事業者さんの権利といいますか自由です、自由な裁量で辞退できることでございます。

今回、辞退者が3名ございますが、辞退の様式につきましては書面でいただきますが、様式に

つきましては、業者さんの任意の様式で提出をしていただいております。その中に、何者か辞退理由を記載している業者さんもおりました。

その内容につきましては、技術者の配置が困難というような内容を書いてございましたので、恐らく主にこのクラスの金額では技術者、その会社の技術者を配置することが利益を生まなかったのか、もしくはほかの仕事が忙しくて予定があつて配員できないという理由のようでございます。そちらにつきましては、もう先ほど言いましたように業者さんの権利でございますので、どうこう言うつもりはございません。

続いて、落札の率についてでございますが、今回、先ほど言いましたように、落札した業者さんにつきましては、76.5%ということはかなり低めの落札率でございます。吉富町につきましては、3番目の質問と合わせますが、最低制限価格は設定いたしておりません。ただ、設定をいたしておりませんが、入札の段階で町の中である運用の基準を持っております。その基準よりも低い入札額があつた場合につきましては、申し合わせにより一旦、その場での落札を保留をいたしまして、持ち帰って役場の中で入札の登録の委員会でございますが、その委員さんに図つた上で妥当かどうかを判断し、落札者を決定いたすというような方法をとっております。

今回の、この金額につきましては、当日会場でその町の持っています基準に照らし合わせたところ、十分その基準を超えたところでもありましたので、落札者として決定をいたしたところでございます。

最低制限の導入の可否につきましては、最低制限についてはいろいろなメリット、デメリットがあろうかと思っております。例えば、一番メリットとすれば、過剰なダンピングを防止して不良工事を防ぐということが見込めることでございます。

それとデメリットにつきましては、例えば落札意欲が非常に高くてたまたま自社にとって利便性のいいような場所で工事をするとき安くてよい工事ができる可能性があるんですが、最低制限を設けますとそれよりも下の落札をしてしまうと失格となります。また、最低制限を事前に公表した場合につきましては、とりたい業者さんが全者、最低制限で札を入れてくじによるという形になろうかと思えます。

近隣の市町を調査しますと、最低制限を入れて事前公表しているところについては、ほとんどがくじによって落札者を決定するというような状況でございます。そういった形になりますと、本来もう少し安くてよい工事ができる可能性を排除するということにもなりますので、財政的にも余りメリットがございませんので、現在、本町につきましては最低制限は設けないという形で、先ほど申しました運用で不良工事を防ぐというような手立てをやっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと同僚議員の質問の中で、答弁で一つ気になったんでお聞きしたいんですが、よく最低制限で何とかとか言われる質問される方が多いんで、ちょっと私その辺よくわからないんですが、今、課長が説明したように、制限価格を設ければ横並びでみんながとりたい人になると、それはそのとおりやなち僕もずっと思っているんですけど、そうじゃなくて、先ほど運用のやり方で持ちかえってという話をちょっと説明されたんです。それを初めて聞いたんで、それはもう一律何%とかいうものを設けているんですか、それともこの工事に関しては大体最低制限ではないけどこれぐらいまで行ったらちょっと持ち帰ろうとか、何かそういう仕組みなんでしょうか。

それで、公表はできんのでしょうかね、わからんけど、ちょっとそれをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 公表、非公表から先に申しますと、公表してしまうと結局それがわかってしまうということになっていきますので、公表はいたしておりません。

ただ、具体的に言うと、それぞれの工事には必ず設計書というのがついております。その中で、具体的にはちょっと申し上げづらいんですが、決められた、例えばこの経費、この経費、この経費を除いた価格よりも低ければ保留という形で、その工事ごとの設計書で誰が選んでもそのラインが出てくるというところの運用基準を設けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も、その運用の基準というのを初めて聞いたんですけど、ちょっともう少し詳しく聞きたいなと思うんですけど、最低制限価格の公表しない最低制限価格という、実質的にはそういうものになるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 先ほど私が申しました運用というものにつきましては、その方を失格にするとかどうこうという基準ではなくて、その会場で即座にその方を落札者として決定をするかどうかという判断を一旦保留をするということだけでございます。

ですので、極めて例えば低いのが価格で入札があったときには、その場では落札者を決定をせずに持ち帰って検討する材料でございます。ということですが、はい。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目よ。

○議員（8番 岸本加代子君） 持ち帰って検討しどうなるんですか、その後は。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それは、それぞれの工事で、例えばたぐさんの二次製品使うような工事、もしくはその業者が機械で土を掘ったりするような工事、いろいろなパターンがあり

ます。

例えば、二次製品をたくさん使うような工事でございますと、その二次製品を買わないといけない、仕入れないといけないというような場合がございます。そういった場合につきましては、例えば極端に安いような場合については、これで町が指定している製品を仕入れることができるのか、例えばです、というようなことも検討しますし、そのとった業者さんがこういった経費を見ていないようだが、町内業者さんについては、例えば事務所がすぐ横に持っているとか、自分の土場がすぐ近くにあるとかいろいろなことが想定をされます。

そういったことを総合的に保留した後、委員会の中で検討をして、こういった条件で、こういったこの業者は条件下にあるので大丈夫か、大丈夫じゃないかというところを考慮をして、その後、落札者として決定をするのか、場合によっては、これではしっかりした工事ができないという判断であれば失格というようなことも想定します。

ただ、この内容につきましては、入札の心得書に皆さん入札の前に業者さんに、低価格の場合は保留をし、また、落札者としめない場合があるということは事前にお知らせをした上で、入札に臨んでおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） なかなか、きょうは非常におもしろいなど。

落札された元請になるのでしょうか、その方々がいろんな協力会社の方々に発注してそういうものができるわけです。どこまで吉富町は、元請はそうでしょうけど元請の下の協力会社を指定とかできるのでしょうか、こういうものを使ってはいけませんとか、使いなさいとか、そういう権利があるのでしょうか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 指定につきましてはケース・バイ・ケースでございます。

（「ケース・バイ・ケース」と呼ぶ者あり）はい、例えば品物については、メーカー、型式を指定する場合もございますし、同等以上の場合もございますので、それはケース・バイ・ケースで、その工事、工事、案件ごとに決定をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい。

以上で、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、微に入り細に入り、素人の私たちの質問に真摯に答えていただきまして、我々でもわかるような答弁でした。それは、腑に落ちる点がたくさんありました。

まずは時間がないだと、ぜひ、早くせにゃなんらんといい、これはすぐに承認をするちゅうことは私は当然だなと思います。賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の下水道工事の場所につきましては、子供たちのちょうど通学路に指定され、特に町でも吉富町の中で2カ所、鈴熊のところか、とここについては重要危険地区というふうに指定しているところでございます。

なので、先日の説明でも夏休みを越えてしまうような形での工事と聞いておりますので、子供たちに絶対に事故などないように、安心、安全を保っていただき、教育部局と警察とか、あとは総務のほうとも連携していただいて、そういう事故がないように気をつけて工事を進めてほしいとして賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号工事請負契約の締結について（平成30年度 公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事）は、原案のとおり可決されました。

○議員（2番 山本 定生君） 休憩動議を提出いたします。（「賛成します」と呼ぶ者あり）

この後にちょっと発議を出したいと思いますので、一旦閉めていただいて、全協か何かそういう形を開いていただければ幸いです。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は11時30分にします。執行部は退席されて結構です。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 特別委員会設置の動議を提出したいと思います。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

資料については、事務局に提出していますのでよろしくをお願いします。

○議長（若山 征洋君） この動議は一人以上の賛成者がありますので成立しました。

ただいま山本議員から町長の専決処分に関する調査特別委員会設置に関する決議の発議案が提出されました。この発議案は二人以上の賛成者がありますので成立しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。

お諮りいたします。

ただいま山本議員外1名から提出のありました、町長の専決処分に関する調査特別委員会設置に関する決議の件を、この際、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、町長の専決処分に関する調査特別委員会設置に関する決議の件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第2号町長の専決処分に関する調査特別委員会設置に関する決議。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町長の専決処分に関する調査特別委員会設置に関する決議。

理由、平成30年度当初予算を含む専決処分及び現状の専決処分事項の指定（町長の専決事項の指定について（平成21年3月23日議決））に関して、その必要性和内容について精査及び審査と調査を行うために特別委員会を設置する。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（5番 横川 清一君） 委員氏名がここにうたわれておりますが、きょう、丸谷議員が欠

席しておりますので、この点について議長のほうからもこの委員というところで確認をしていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） わかりました、はい。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これより、町長の専決処分に関する調査特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は11時50分からです。

午前11時36分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これから諸般の報告を行います。

町長の専決処分に関する調査特別委員会に委員長、副委員長の互選をお願いし、その結果が手元に参りましたので報告いたします。

委員長に山本定生議員、副委員長に花畑明議員、以上、お二人が決まり、第2回委員会を6月19日一般質問終了後に開催する運びとなりました。

以上、諸般の報告を終わります。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分散会

---